

令和 6 年 9 月 18 日の保育部会にて報告した資料のうち、一部情報を更新しています。

令和 6 年 12 月 4 日
子ども・若者部保育課

こども誰でも通園制度について

1. 国の動向

- 令和 5 年 6 月 13 日閣議決定「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて
全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- 令和 5 年 9 月 21 日よりこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催（全 4 回開催 12 月に中間とりまとめ）
- 令和 5 年 12 月 22 日閣議にて、こども誰でも通園制度（仮称）の創設を決定
- 令和 6 年 2 月 16 日関連法案（子ども・子育て支援法、児童福祉法）の一部を改正する法律案を国会に提出
- 令和 6 年 6 月 5 日法律成立
- 令和 6 年 6 月 26 日こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会の立ち上げ（令和 6 年 12 月中に一定の取りまとめを予定）

2. 制度の概要

- 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度の創設
- 利用者は 0 歳（6 カ月以上）～ 3 歳未満で保育所等に通っていない子ども
※ 0 歳の範囲は想定
- 利用者が利用できる時間は月 10 時間以上であって内閣府令で定める時間
※ 令和 8 年度・令和 9 年度は経過措置あり
- 令和 7 年度は地域子ども・子育て支援事業、令和 8 年度から給付制度として法律上位置づける。令和 8 年度から全自治体で実施が必須。

3. 制度の主な仕組み（現時点で判明している内容）

（1）給付を受けるための認定制度の創設

こども誰でも通園制度の給付を受けるためには、保護者の区市町村への申請による認定手続きが必要になる。

（2）区市町村の指定（認可・確認）

こども誰でも通園制度を実施する事業所は、区市町村により児童福祉法上の「認可」と子ども・子育て支援法上の「確認」を行う必要がある。

(3) 設備及び運営の基準条例の制定

こども誰でも通園制度を実施するための設備及び運営の基準を条例で定める必要がある。

(4) 区市町村による指導監査・勧告等

こども誰でも通園制度を実施する事業所に対して、区市町村に指導監査・勧告等の権限が与えられる。

(5) 実施事業所に対する給付の支給（代理受領）

法令上、代理受領が認められているため、実施事業所からの請求に対して区市町村は審査の上、支払業務を行う必要がある。

給付の額は国が定める。

(6) こども誰でも通園制度に関する国のシステムの利用

制度の円滑な利用のため、子ども家庭庁が全国の自治体で利用することも誰でも通園制度（総合支援システム）（仮称）を構築する。主な機能は次の通り

- ・ 利用希望者の予約・キャンセル
- ・ 実施事業所の予約管理（空き枠の登録）
- ・ 実施事業者からの請求書発行
- ・ 自治体の利用状況確認、請求書受け取り

※利用者、実施事業所のID・パスワード管理業務が想定される。

※国のシステム利用により、利用者は全国の実施事業所の利用が可能

※区システムと国のシステムの連携が想定される。

(7) 子ども・子育て支援事業計画への掲載

こども誰でも通園制度の必要利用定員数、需要量見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を掲載する必要がある。（経過措置あり）

(8) 財源

国 3/4（うち1/2は子ども・子育て支援納付金）

都道府県 1/8

区市町村 1/8

4. 世田谷区の実施時期

待機児対策を優先するため、令和8年度からの実施を予定している。

5. 児童福祉法上の「認可」について

(1) 改正後の児童福祉法の規定

第6条の3

- (23) この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業

第34条の15

市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

【省略】

- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 世田谷区の対応について

現在、世田谷区における保育施設の認可に関しては、児童福祉審議会保育部会に諮問を行っているため、こども誰でも通園制度の認可についても同様の対応を想定している。

令和8年度の事業開始に向けて、令和7年度に多くの施設からの認可申請が見込まれることから、通常の認可の手続きとは異なる方法の検討も必要と考える。特に、児童福祉法上の認可をすでに受けている保育所等が申請した場合など、審査や意見聴取の一部省略などの対応が想定される。

こども誰でも通園制度の 制度化、本格実施に向けた検討会について

令和6年6月26日

こども家庭庁成育局保育政策課

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会について

1. 趣旨

- こども誰でも通園制度については、
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、
 - ・ 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしている。
- このため、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について、成育局長が学識経験者等に参集を求め、検討することとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

2. 主な検討項目

- (1) 令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点
- (2) その他

3. スケジュール

- 6月26日 検討会の立ち上げ
- 7月～12月 数回議論
- 12月 中間とりまとめ
- (3月頃 とりまとめ)

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

（*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）のポイント

こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
- ・ 高校生年代まで延長
- ・ 第3子以降は3万円

+ 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]

- ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設**

- ・ 月一定時間までの枠の中で**時間単位等**で柔軟に通園が可能（◎）
可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育での推進

○ **出生後休業支援給付**（育休給付率を手取り10割相当に）

- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎)
[令和7年4月]

○ **育児時短就業給付**（時短勤務時の新たな給付） (◎)

- ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

○ **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～

- ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収
- ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
- ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**

- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
 - 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。
 - 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
 - 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）
- 等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

今後のスケジュールイメージ

【令和7年度 地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて】

- ・ こども家庭庁において、令和6年秋頃を目途に、制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）の制定を予定。

令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村においては、実施に先立って、当該基準に基づく条例改正の手続、市町村長による制度の実施事業所の認可手続が必要。

【令和8年度 法律に基づく給付制度の実施に向けて】

- ・ 令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施しない市町村においても、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和8年度までに内閣府令に基づく条例改正の手続、市町村長による制度の実施事業所の認可手続が必要。

こども家庭庁において、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和7年度中に所要の法令（内閣府令等）の制定を予定。当該法令においては、制度の認定申請の手続、特定乳児等通園支援事業に関する基準、利用可能枠、給付費の支給に関する事項等が定められる予定。

全ての市町村において、令和8年度までに、特定乳児等通園支援事業に関する基準に基づく条例制定、市町村長による特定乳児等通園支援事業者の確認手続が必要。

こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

成育局 保育政策課

令和5年度補正予算：25億円

1. 施策の目的

- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】

